

平成24年6月1日

株 主 各 位

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

当社は、第66回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.glory.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

- ① 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

グローリー株式会社

5. 会社の体制及び方針

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値・株主共同の利益となる取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等当社の企業価値の源泉に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

具体的には、企業価値の源泉は、(i) 長年研究開発を行ってきた成果である、通貨処理事業に欠かせない二つのコア技術（「メカトロ技術」及び「認識・識別技術」）及びそれらに付随する様々な技術力、(ii) 世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに精通し、お客さまのニーズにグローバルに柔軟に対応し得るノウハウ、(iii) 国内のみならず海外諸国においても、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、グループ一貫で行う事業体制、(iv) 当社企業理念を十分に理解し、高度な技術力、ノウハウを維持・発展・伝承する従業員の存在、(v) 上記(i)から(iii)の技術力、ノウハウ、及び事業体制を背景に長年にわたって築いてきた、お客さま、取引先、地域社会等との信頼関係にあると考えており、これら当社の企業価値の源泉に対する理解は、今後当社がさらに発展するために必要不可欠であります。

これらの当社企業価値の源泉に対する理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、創業100周年となる平成30年（2018年）に向けた『長期ビジョン2018』と、それを踏まえた当初3年間の実行計画である『2014中期経営計画』を策定し、「事業戦略」、「機能戦略」、「企業戦略」を柱に各施策に取り組んでおります。

『長期ビジョン2018』及び『2014中期経営計画』の具体的内容については、「第66期 報告書」7頁～8頁に記載の（4）対処すべき課題をご参照ください。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前述の①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成19年12月26日開催の取締役会及び平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会の決議に基づき導入した「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を一部改定し、継続的に導入することにつき、平成22年6月25日開催の第64回定時株主総会においてご承認いただきました（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）。

本プランは、以下（ア）（イ）に定める当社株券等の買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、それに応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断をするために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と交渉する機会を確保すること等を通じて、上記基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大量買付を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）の提出を求めます。当社取締役会は、受領した買付説明書ならびに当社取締役会の意見、根拠書類及び策定可能な場合は代替案を、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に速やかに提供いたします。

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び当社取締役会双方からの情報を受領し、独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいいます。）の助言を得たうえで、大量買付行為の内容の検討、大量買付者の提示する経営計画・事業計画と当社取締役会の提示する経営計画・事業計画、代替案等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、大量買付者から提出された買付説明書が不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、回答期限を定め、追加的に当社取締役会を通じて情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者には、その期限までに追加的情報を提供していただきます。

独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての実施に際しては上記勧告を最大限尊重して決議を行うものとしたしますが、当該新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、大量買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されたものであり、割当対象となる株主の皆様は、金1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1相当額を上限とする範囲内で当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株の交付を受けることができます。また独立委員会は、当該実施に関して予め株主の意思を確認すべき旨の留保を付すこともできるものとします。

また、当社取締役会は、上記独立委員会における手続に加えて、(a) 大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取

締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、(b) 独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することができるものとし、株主意思確認総会の開催を決定した場合は、実務上可能な限り速やかに招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の意思が確認された場合には、本新株予約権無償割当てを実施することとしております。なお、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、株主意思確認総会での意思確認ができなかった場合、または独立委員会が不実施の勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。

本プランの有効期間は、3年を超えないものとし、平成25年に開催される当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会決議により本プランを廃止することができます。また、有効期間中であっても、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランの導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。一方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、本新株予約権の行使の行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。

④ 上記②・③に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、前記②に記載の各施策は当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであると考えております。また、前記③に記載の本プランは、その設計に際して以下の事項を考慮し、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと考えております。

A. 株主意思の重視

本プランは、前述のとおり、有効期間は3年を超えないものとし、平成25年に開催される当社定時株主総会終結の時までとして、平成22年6月25日開催の第64回定時株主総会において承認されております。以降、有効期間が満了し、当社取締役会が本プランの更新を必要と判断しても、株主総会でご賛

同が得られなかった場合には廃止されることとなります。

本新株予約権の無償割当ての実施に関し、独立委員会が株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、または当社取締役会が株主の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会において確認することができることとなっております。

また取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて、株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

B. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に際して、当社取締役の恣意的判断を排除し、本プランを適正に運用するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、または当社取締役会が定める要件を満たす社外有識者のいずれかに該当する者から当社取締役会が選任した者で構成されており、発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

C. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………15社
- ・主要な連結子会社の名称……………グローリープロダクツ株式会社
北海道グローリー株式会社
グローリーナスカ株式会社
GLORY (U. S. A.) Inc.
GLORY Europe GmbH
光栄電子工業(蘇州)有限公司
Sitrade Italia S. p. A.

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………グローリーF & C株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称……………グローリーF & C株式会社
- ・持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

平成23年4月1日付で、連結子会社であったグローリーナスカ株式会社と、クリエイションカード株式会社は合併し、クリエイションカード株式会社は解散したため、連結の範囲から除いております。なお、合併後の企業名称はグローリーナスカ株式会社となっております。

平成23年1月1日付で、連結子会社であったGLORY Europe GmbHと、Reis Service GmbHは合併し、Reis Service GmbHは解散したため、連結の範囲から除いております。なお、合併後の企業名称はGLORY Europe GmbHとなっております。

当連結会計年度より、海外市場の重要性が増したため、GLORY Franceを連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
GLORY Europe GmbH	12月31日
Standardwerk Eugen Reis GmbH	12月31日
光栄電子工業(蘇州)有限公司	12月31日
光栄国際貿易(上海)有限公司	12月31日
Sitrade Italia S. p. A.	12月31日
GLORY France	12月31日

決算日の差異が3ヶ月以内であるため、連結子会社の決算日現在の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産

- ・製品、仕掛品……………総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・商品、原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア……………販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法
- ・それ以外の無形固定資産……………定額法

リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討した所要見積額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、保証の履行による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。

リース解約損失引当金……………リース契約の解約による損失に備えるため、解約による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することにしております。

④重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………・ヘッジ手段
為替予約取引
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

5～10年間の均等償却を行っております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

(6) 追加情報

①会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

②法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は766百万円減少し、法人税等調整額は750百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は3百万円減少し、法人税等調整額は3百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 70,859百万円
(減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております)
- (2) 偶発債務
- ①従業員の銀行借入(住宅資金)に対する保証 58百万円
- ②当社グループの得意先が抱えるリース債務に対する保証 1,692百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	68,638,210株	一株	一株	68,638,210株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成23年6月24日開催の第65回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,313百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月27日

平成23年11月4日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,313百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成23年9月30日
- ・効力発生日 平成23年12月5日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成24年6月22日開催の第66回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

- ・配当金の総額 1,445百万円
- ・1株当たり配当額 22円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月25日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては社内規程に従い管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、社内規程に従い先物為替予約を利用して一部ヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されております。当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	42,332	42,332	—
(2) 受取手形及び売掛金 (*2)	34,551	34,539	△11
(3) リース投資資産 (*2)	2,863	2,846	△17
(4) 有価証券及び投資有価証券	36,052	35,882	△170
(5) 支払手形及び買掛金	(15,984)	(15,984)	—
(6) 短期借入金	(11,046)	(11,046)	—
(7) 未払法人税等	(1,470)	(1,470)	—
(8) リース債務(固定負債)	(1,546)	(1,495)	△51
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、割賦手形又は一年超の手形の時価は、金利スワップレートを使用した割引計算による現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価については、金利スワップレートを使用した割引計算による現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、外部より評価価格の入手できない債券については、金利スワップレートを使用した割引計算による現在価値によっております。譲渡性預金等の短期のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務（固定負債）

リース債務（固定負債）の時価については、基準レート（TIBOR 1年もの）にスプレッドを加算したレートを使用した割引計算による現在価値によっております。

(9) デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格等に基づいて算定しております。ただし、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,751百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。なお、上記「非上場株式」には、子会社及び関連会社株式1,105百万円を含んでおります。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,312円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	95円09銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社の連結子会社であるグローリーサービス株式会社と非連結子会社であるグローリーF&C株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

・ 結合当事企業の名称

グローリーサービス株式会社、グローリーF&C株式会社

・ 事業の内容

グローリーサービス株式会社：当社製コインロッカーの販売・保守・オペレーション

グローリーF&C株式会社：カードシステム機器、券売機等の販売

② 企業結合の法的形式

グローリーサービス株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、グローリーF&C株式会社は解散いたしました。

③ 結合後企業の名称

グローリーサービス株式会社

④取引の目的を含む取引の概要

- ・ 合併の目的
レジャー市場及び社員食堂市場における事業活動の強化及び効率化

- ・ 合併期日
平成24年4月1日

- ・ 合併比率
合併する2社は、いずれも当社の100%子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。

(2) 実施した会計処理の内容

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ等

デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

製品、仕掛品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法）

商品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備
を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 7年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェア

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基
づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法

その他

定額法

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外
ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る
方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………・ヘッジ手段
為替予約取引
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	55,980百万円
(2) 保証債務	
従業員の銀行借入(住宅資金)に対する保証	58百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
①短期金銭債権	11,386百万円
②短期金銭債務	3,756百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	24,822百万円
②仕入高	30,108百万円
③営業取引以外の取引高	2,048百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,950,306株	144株	-株	2,950,450株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加144株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付に係る否認額	1,638
賞与引当金	1,059
研究開発費	967
減価償却限度超過額	463
投資有価証券評価損	335
その他	1,838
繰延税金資産小計	6,304
評価性引当額	△1,058
繰延税金資産合計	5,245
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△123
その他	△39
繰延税金負債合計	△163
繰延税金資産の純額	5,082

(2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は591百万円減少し、法人税等調整額は574百万円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具及び備品	165	154	11
合 計	165	154	11

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	11百万円
1年超	0百万円
合 計	11百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	47百万円
減価償却費相当額	43百万円
支払利息相当額	0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	グローリー プロダクツ株 式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	当社製品の仕入 等	11,638	買掛金及び 未払金	1,133
子会社	グローリー ナスカ株式会 社	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	遊技関連機器の 販売等	12,697	売掛金	6,484

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,150円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	88円89銭